

徳山高専テクノ・アカデミア会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、徳山高専テクノ・アカデミアと称し、事務局を周南市学園台353
8番地徳山工業高等専門学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、徳山高専と地域産業界等との交流を深めることにより、地域産業の
発展に寄与するとともに、徳山高専の教育研究の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第二条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 徳山高専と地域産業界等との交流に関すること。
- (2) 技術研究開発及び技術者リフレッシュ教育等企業の育成支援事業に関するこ。
- (3) 徳山高専の教育研究の振興に関するこ。
- (4) その他、本会の目的を達成するため適當と認められる事業

(構成)

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員で構成する。

- (1) 一般会員 本会の趣旨に賛同した企業で、役員会の承認を受けたもの
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同した学識経験者、行政機関等の役職員で役員会の
承認を受けたもの
- (3) 協賛会員 本会に協賛した企業、団体又は個人で役員会の承認を受けたもの

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

第6条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、必要に応じて会務を分担する。
- 4 監事は、会務の監査にあたる。監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員の選出及び任期)

第7条 役員は、総会において、会員のうちより選出する。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問若干名を置き、役員会の推薦を経て会長が委嘱する。

2 顧問は、必要に応じ、会の組織・運営状況について報告を受けるとともに会長の諮詢に応じる。

3 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第 9 条 会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

第 10 条 総会は、当該年度中に少なくとも 1 回開催するものとし、会長が召集する。

2 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画並びに予算決算
- (2) 役員の選出
- (3) 会則の改正
- (4) その他、本会運営上の重要事項

第 11 条 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

2 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業の企画運営及び総会に提出する議案
- (2) その他、会務遂行上必要と認められる事項

(専門部会)

第 12 条 専門部会に部会長を置く。

2 専門部会は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に関する諸事業を行う。

(経費等)

第 13 条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、1 口 10 万円とし、一般会員は 1 口以上負担するものとする。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

1 本会則は、平成 9 年 1 月 6 日から施行する。

2 本会の設立当初の役員の任期は、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 11 年度の役員が選出される日の前日までとする。

3 本会の初年度の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、本会設立の日に始まり平成 10 年 3 月 31 日に終わるものとする。

附 則

この会則は、平成 15 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 18 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 10 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。